

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

コンクリート橋架設等
作業主任者技能講習受講申込書

フリガナ				性別	生年月日	
氏名				男・女	昭平	年月日
住所		(電話 - -)			郵便番号 〒 -	
受講資格要件の 作業経験年数		昭和 平成 年 月 より 昭和 平成 年 月 まで (年 ヶ月)				
所 属	事業所名				電話	
	所在地	〒			建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員	
事業主証明 又は 所属長証明		上記の記載事項に相違ないことを証明します。 印				
講習の一部免除 希望の有無	有・無	備考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを添付すること。			※確認印

平成 年 月 日
建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者 (受講者本人)	印
------------------	--------------

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に楷書で記入して下さい。
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・住民票等）の原本及びその写しを持参下さい。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真（3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、裏面に氏名記入）1葉を添付する（貼り付けない）こと。
6. 工学系の卒業者が経験年数2年で申請の場合は、卒業証明書等を添付すること。
7. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試 験 成 績 表						※合否の別	※	第 号
専 門	設 備	環 境	教 育	法 令	計	合・否	修了証番号	
							※ 修了証 交付年月日	平成 年 月 日

講 習 名	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
受講対象者	下記のいずれかに該当する方 1. 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のものの架設又は変更の作業に 3 年以上従事した経験を有する者。 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で、その後 2 年以上橋梁の上部構造であって、コンクリート造のものの架設又は変更の作業に従事した経験を有する者。 注) 上記の経験には、満 18 歳未満の期間は入りません (年少者規則 8 条) 3. その他厚生労働大臣が定める者。

技能講習科目の範囲及び時間

講 習 科 目	範 囲	講習時間
作業の方法に関する知識	橋梁の種類、材料、構造、設計図及び工作図 工法の種類及び作業の方法 架設等に係る点検の方法	5 時間
工事用設備、機械、器具等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気	1.5 時間
作業環境等に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 悪天候時における作業の方法 服装及び保護具	1.5 時間
作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1.5 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号)、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則 (昭和 47 年労働省令第 34 号) 中の関係条項	1.5 時間

技能講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	受 講 免 除 科 目
1. 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後 2 年以上橋梁の上部構造であって、コンクリート造のものの架設又は変更の作業に従事した経験を有する者 (1) 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 2 の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 (2) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律による改正前の職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第 3 の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練 (職業訓練法の一部を改正する法律による改正前の職業訓練法第 10 条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律による改正前の職業訓練法第 8 条第 1 項の養成訓練として行われたものを含む。) を修了した者 (3) 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練 (旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われたものを含む。) を修了した者 (4) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条第 1 項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練 (平成 5 年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。) のうち 53 年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第 2 の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第 8 条第 1 項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第 2 の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者 2. 職業能力開発促進法施行令 (昭和 44 年政令第 258 号) 別表第 1 に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具に関する知識 作業環境等に関する知識
職業能力開発促進法第 28 条第 2 項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識
1. 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 3. 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識